

横浜市立大綱小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年4月改訂

1 いじめ防止に向けた考え方

【「いじめ」とは】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【いじめ防止基本方針の目的】

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。本基本方針は、学校を取り巻く社会全体がいじめに対して真剣に対峙し、同一の方向性をもち、より具体的に対処していくために策定したものである。

2 委員会の設置及び組織的な取組

① いじめ防止対策委員会の設置

いじめ未然防止をねらいとして、校長・副校長・児童支援専任・学年代表等によって構成した委員会により、いじめ防止の取組の推進と改善を図る。（月1回開催）

また、いじめ防止のためやいじめ事案が生じた場合、必要に応じて、該当児童の担任、関係職員、スクールカウンセラー、SSW、関係機関や専門家などの参加を求めて協議し、組織的に対応策をとる。

② いじめ防止と早期発見のための全職員による協議会の設置

いじめ防止と早期発見・早期対応を目指し、状況把握のための情報交換ならびに指導の在り方についての全職員の共通理解を図る協議会を開催する。（月1回）

③ いじめ防止についての主な取組年間計画

| 月 | 予 定 |
|----|-----------------------------------------|
| 4 | 学年・学級びらき、大綱スタンダードによる指導、特別支援級との交流 |
| 5 | スピーチコンテスト、地域・家庭訪問、児童指導・特別支援教育に関する情報共有研修 |
| 6 | 学校生活に関するアンケート YP、特別支援学校児童との交流 児童理解研修 |
| 7 | 個人面談、夏休みの生活指導と地域行事に参加するための約束指導、職員研修 |
| 8 | 地域行事への教職員の参加 |
| 9 | |
| 10 | 後期学校・学級びらき |
| 11 | 学校生活に関するアンケート YP、児童理解研修 |
| 12 | 人権週間、個人面談 |
| 1 | |
| 2 | 職員研修、保育園・幼稚園児との交流 |
| 3 | 地域の方々への感謝を表す会 |

※①の委員会・②の協議会：月1回開催。※スクールカウンセラー相談日：月に3～4回

3 いじめ防止及び早期発見のための取組や発見後の措置

【いじめ防止への取組】

- 一人ひとりを大切にする学校風土づくりを進める。
 - ・全教育活動を通じて道徳教育や人権教育を推進し、一人ひとりを大切にする心と態度を育てる。
- だれもが安心して学校生活を送ることのできる学校・学年・学級づくり
 - ・「わかる・できるようになる授業」への改善と「個に応じた学習支援」の推進
 - ・言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成によるよい人間関係づくり
 - ・特別活動の充実と「こどもの社会的スキル 横浜プログラム」の活用によるよりよい集団づくり
 - ・規範意識を育て、判断力や自制心の向上を図る教育活動の推進
- 学校・家庭・地域の連携を図りながら自己有用感を育成する。
 - ・さまざまな機会を活かして学校と保護者、地域の方との情報の共有の強化
 - ・一人ひとりのよさを認め伸ばす教育活動の推進
 - ・情報モラル教育の推進

【いじめ早期発見への取組】

- いじめを見逃さない体制づくりを推進する。
 - ・いじめにつながる変化を見逃さない日常生活の観察
 - ・定期的な学校アンケートや全市一斉のアンケートの実施
 - ・定期的または必要に応じての保護者との教育相談の実施

【いじめに対する措置】

- いじめ防止対策委員会が中心となり、関係者、関係機関とも連携を図りながら学校全体で組織的に速やかに対応する。
 - ・被害児童の安全確保やケア等を最優先とした対応と保護者への支援の実施
 - ・加害児童への指導と保護者等との連携を図った再発防止
 - ・関係機関や関係組織への報告や協力の依頼

【研修等の実施】

- 児童理解やいじめ防止、早期発見、対応力の向上にむけた研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

4 重大事態への対処

【重大事態の調査・報告】

- いじめを受ける児童生徒の状況に着目して、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した事案については、直ちに教育委員会に報告する。速やかに事実の調査を実施し、再発防止と被害児童にむけてのケア等についての対応策について検討するとともに、関係者や関係機関に報告する。

【児童、保護者への報告】

- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を他の児童の個人情報や人権にも配慮しながら報告する。

5 その他

- 今後、随時、本「いじめ防止基本方針」を見直し、必要があるときには学校基本方針を改定していくものとする。